



各種相談

ふれあい総合相談

問 菊陽町社会福祉協議会 ☎232-4832

相談料金は無料です。相談室がありますので、プライバシーは守られます。お気軽にお問い合わせください(相談日は、「広報きくよう」でご確認ください)。1日先着6人までです。

項目	曜日	場所	時間	相談員
心配ごと相談	毎月第4土曜日	老人福祉センター	午前10時～正午	心配ごと相談員
	毎月第3土曜日	ふれあい交流・福祉支援センター		
行政相談	毎月第2土曜日	老人福祉センター	午後1時～3時	行政相談員
法律相談	毎月第1月曜日 偶数月第3木曜日	老人福祉センター		弁護士
	毎月第3金曜日	ふれあい交流・福祉支援センター		
税金相談	奇数月第2月曜日	老人福祉センター		税理士
年金相談	偶数月第2月曜日	老人福祉センター		社会保険労務士
財産相続相談	毎月第4月曜日	老人福祉センター		行政書士
	毎月第3火曜日	ふれあい交流・福祉支援センター		
相続遺言・登記など 相談	奇数月第3木曜日	老人福祉センター		司法書士
	毎月第2木曜日	ふれあい交流・福祉支援センター		

消費生活相談

問 総合政策課 ☎232-2112

架空請求や訪問販売、多重債務など、消費生活上のさまざまな問題に関して無料で相談に応じます。個人の秘密は守られます。

相談日・時間・予約	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ●相談日：月・木曜日(祝祭日を除く) ●受付時間：午前10時～午後4時 ●場 所：菊陽町役場(消費生活相談室) ※火・金曜日は大津町、水曜日は西原村で相談を受けることができます。詳しくはお問い合わせください。	菊陽町消費生活相談窓口 (総合政策課内) ☎232-2112 FAX232-4923

こころの相談

問 福祉課 ☎232-4913

臨床心理士、精神保健福祉士、保健師が、こころの問題で悩んでいる人やその家族などの相談をお受けします。ご本人やご家族であればどなたでも相談できます。個人の秘密は守られますので、ひとりで抱え込まず、ぜひ相談してください。

- 相談例**
- 眠れない、イライラする、気分が落ち込む、意欲が出ないなど、こころの健康に関すること
 - いじめ、不登校、ひきこもりなどの問題に関すること
 - 家族や職場などの人間関係による悩みや不安
 - お酒やギャンブルなどの依存症 ●発達障がいに関すること ●その他こころの悩み

相談日 月曜から金曜日(祝祭日を除く)

受付時間 午前9時から午後5時

場 所 福祉課

その他 原則予約制となりますので、事前にお問い合わせください。



各種相談